

2021年3月3日

一般社団法人宮城県経営者協会
会長 海輪 誠 様

日本労働組合総連合会
宮城県連合会（連合宮城）
会長 小出 裕 一



連合宮城「2021 春季生活闘争」に関する要請書

日頃より、連合宮城の活動に対しまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、連合宮城は2021 春季生活闘争において、将来に希望の持てる持続可能な社会の実現に向けて、日本の抱える構造課題に加え、コロナ禍で明らかとなった社会の脆弱性を克服し、「底上げ」「底支え」による所得の向上と、社会基盤を支える中小企業や有期・短時間・契約等労働者の「格差是正」を強く推し進めることで、分配構造の転換につながり得る賃上げの実現と同時に、個人消費を促し内需を拡大させていくことが不可欠であると考えます。

日本経済は、構造課題に加え、グローバル経済の悪化やコロナ禍の影響によって戦後最大の落ち込みとなった昨年 4-6 月期のGDP以降、経済活動の再開により抑制されていた需要が徐々に戻りつつあったものの、「第3波」と言われる全国的な感染拡大に伴い、未だ10 都府県において「緊急事態宣言」が継続するなど、極めて不透明な状況が続いております。

「感染症対策」と「経済の自律的成長」を両立していくためには、雇用の確保を大前提に社会全体で雇用を維持・創出すると同時に、「賃上げ」や「働き方の見直し」を求めるとともに、働き方も含めた「サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正配分」に一体的に取り組むことで、誰もが安心・安全に働くことのできる環境を整備していくことが必要不可欠であります。

つきましては、健全な労使関係に基づいた取り組みが、労働者・企業・社会を豊かにしていくという労使機能の重要性を改めて社会へ発信するため、2021 春季生活闘争にあたり下記について要請いたしますので、ご理解を賜り真摯な対応をお願いいたします。

記

1. 賃金引き上げ、「底上げ」「底支え」「格差是正」の取り組み

コロナ禍に加え、日本の構造的課題を踏まえれば、感染症対策と経済の自律的成長の両立は、個人消費を維持・拡大していくことが必要であり、その実現のためには、雇用の維持・確保を大前提に、「人への投資」とりわけ分配構造の転換につながり得る賃上げが必要であることから、月例賃金の引き上げについて以下のとおり要請します。

(1) 社会全体に賃上げを促す観点と企業内で働くすべての労働者のセーフティネットを強化していく観点、加えて中小組合や有期・短時間・契約等で働く者の賃金を「働きの価値に見合った水準」へと引き上げていくことが重要であることから、①定期昇給分（1年1歳間差）として4,500円、②賃金引き上げ分として6,000円以上、総額で10,500円以上の引き上げを要請します。

(2) 格差是正を進めていくためには、賃金水準の底上げが不可欠であり、すべての労働者が「人たるに値する生活を営む」ための最低到達水準を設定しました。宮城県内における賃金格差の改善を要請します。

＜宮城県における最低到達水準＞

・単身世帯（自動車なし）	月額 158,000 円
・単身世帯（自動車あり）	月額 207,000 円
・2人世帯（自動車なし／父子家庭）	月額 205,000 円
・2人世帯（自動車あり／父子家庭）	月額 259,000 円

(3) 雇用形態間格差の是正に向け、有期・短時間・契約等で働く者の労働諸条件の向上と均等待遇・均衡待遇確保の観点から、①企業内のすべての労働者を対象とした時給1,100円以上の企業内最低賃金協定の締結、②「勤続17年相当で時給1,700円・月給280,500円以上」の水準となる昇給ルールの導入を要請します。

(4) 男女間賃金格差は依然として大きく、特に40代後半から50代にかけて拡大しており、その要因は勤続年数や管理職比率の差異が主要因であり、固定的性別役割分担意識等による男女の偏りなど、人事・賃金制度および運用の結果がそのような問題をもたらしていることから、男女別・年齢ごとの賃金分布を把握し「見える化」に努め、問題点の改善と格差是正に向けた取り組みを進めるよう要請します。

2. コロナ禍における雇用・賃金への影響に対する取り組み

現状、新型コロナウイルス感染症の影響により、経営状況の悪化から解雇・退職強要、契約打ち切り（雇止め）や、一時金の再交渉（引き下げ）を含め賃金に多大な影響をもたらしており、とりわけ今回のコロナ禍は、中小企業や有期・短時間・契約等労働者など経営基盤やセーフティネットが脆弱な層ほど深刻な影響を受けております。

つきましては、誰もが希望を持てる社会の実現に向けて、政府・地方自治体等の助成金・補助金を最大限活用し、雇用の維持・確保を優先して行うとともに、労働の対価であり、経済や社会基盤を支える財源でもある賃金がしっかりと確保されるよう「底上げ」「底支え」「格差是正」による取り組みを要請します。

3. 働き方も含めた「サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配」

中小企業は地域経済の担い手であり、中小企業の経営基盤を強化し、賃上げ原資を確保していくためには、働き方も含めた「取引の適正化」の推進が不可欠であります。リーマンショック以降、親事業者からの取引価格の「しわ寄せ」が強まり、とりわけ中小製造業においては価格転嫁が困難な状況が続いております。こうした状況を踏まえ、2020年5月には「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」が設置され、「親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行の遵守」などを自ら宣言する「パートナーシップ構築宣言」の仕組みの導入等が確認されております。

つきましては、取引の適正化による好循環の実現と、中小企業の強みや地域資源を活かし、豊かな暮らしや良質な仕事が創り出される、分散型で活気ある地域社会を作っていくためにも「パートナーシップ構築宣言」の取り組みを強く押し進めていただくとともに、そこで得られた原資についてはしっかりと労働者へも適切に配分され、各種労働条件の向上につながるよう、宮城県経営者協会として経営者団体と連携し、企業間取引適正化へ向けたさらなる取り組みの推進を要請します。

4. 「すべての労働者の立場にたった働き方」の見直しについて

現下の雇用情勢については、コロナ禍の影響により悪化が続いており、当面は最悪の事態を回避すべく、様々な面から緊急的な雇用対策を実施しておりますが、日本は従来から構造的に生産年齢人口が減少の一途をたどっており、今後経済が再生していく過程において「人材の確保・定着」と「人材育成」に向けた職場環境の基盤整備が重要であることには変わりありません。

つきましては、働き方改革関連法に伴い、2021年4月からはすべての企業に対し「同一労働同一賃金」が適用されることはもちろんのこと、健康で働き続けられる労働時間と過労死ゼロの実現、「社会生活の時間」の充実を含めたワーク・ライフ・バランス社会の実現、個々人の状況やニーズにあった働き方と処遇のあり方など、職場の基盤整備に向けた取り組みを進めるとともに、感染症を予防し安全・安心に働くことのできる職場の構築に向け、環境整備に取り組むよう要請します。

以 上